

## 介護福祉士養成施設等の教員の要件について

# 介護福祉士養成施設等の教員の要件について (大学、短大、専門学校共通)

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、老人・障害者の心理、家政学概論、家政学実習

- (ア) 大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者
- (オ) 国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験がある、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)
- (カ) 社会福祉士として5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)

## リハビリテーション論

原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者

## レクリエーション活動援助法

日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者

医学一般

原則、内科医師

精神保健

原則、精神科医師

介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)

その他

- (ア) 形態別介護技術のうち、点字、手話を担当する教員については、点字通訳者、手話通訳者等としての活動歴を有する者であること。
- (イ) 家政学概論については、栄養・調理、被服及び住居のすべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。  
なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。

※1 基礎分野を担当する教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。

※2 下線の科目を教授する専任教員は、介護教員講習会の課程を修了した者でなければならない。なお、介護教員講習会の概要については別添のとおり。

※3 専任教員は学生総定員に応じて有する必要がある。

(参考)

学生相違定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	3 + <u>学生総定員 - 80</u> 40
201人以上	6 + <u>学生総定員 - 200</u> 50

(関係条文等)

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条
- ・社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について（昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知）別添2介護福祉士養成施設等指導要領
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成13年厚生労働省告示第241号）
- ・介護教員講習会の実施について（平成13年8月16日社援発第1430号厚生労働省社会・援護局長通知）

(参考)

## 介護教員講習会の概要

事 項	内 容
趣 旨	介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する。
講習会の内容	専 門 分 野： 7科目150時間以上 基 礎 分 野： 7科目のうち2科目以上で各30時間計60時間以上 専門基礎分野： 4科目計90時間以上 } 詳細は別紙1のとおり
実 施 主 体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 講習会の実施主体は、法人であつて、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者。 (参考：平成17年度における実施主体)<ul style="list-style-type: none"><li>・社団法人日本介護福祉士養成施設協会（全国7ブロック）</li><li>・全国社会福祉協議会中央福祉学院</li><li>・神奈川県立保健福祉大学</li><li>・臨床福祉専門学校</li><li>・東京福祉専門学校</li></ul></li></ul>
講 師	講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とすることが望ましい。
講習会の全部又は一部免除	講習会の課程の全部又は一部の履修が免除される者の範囲については、別紙2のとおり
適用及び経過措置	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成15年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者及び同日において現に受講対象専任教員である者に適用。</li><li>○ なお、平成15年4月1日から平成18年3月31までの間に新たに受講対象専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に受講対象専任教員である者については、平成20年3月31までに講習会の課程を修了。</li><li>○ よって、平成18年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者については、全部免除に該当する者を除き、あらかじめ講習会の課程を修了することが必要。</li></ul>

## 介護教員講習会の内容

別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
研究	研究方法		30
合		計	150以上

別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合		計	150以上

## 講習会の課程の全部又は一部の免除

対象者	免除の内容
大学、大学院、短期大学等において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると認められる科目を修めた者（免除告示第1号関係）	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者（免除告示第2号関係）	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者（免除告示第3号関係）	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者（介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。）（免除告示第4号関係）	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者（免除告示第5号関係）	講習会の課程の全部の履修を免除

## 介護福祉士養成施設の審査基準

# 介護福祉士養成施設審査基準

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等指定規則  
 介護福祉士養成施設等指導要領  
 介護福祉士養成施設等指導委員の取扱い細則

事項	審査基準	備考								
一般的事項 1 設置主体 2 校地、校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とする。</li> <li>・校舎、その他の設備は、原則として設置者が所有するものであること。</li> <li>・借地契約の締結、借地権（地上権又は賃借権）の登記がなされていること。</li> <li>・暫定校舎は認めない。</li> <li>・申請年の12月上旬までに工事及び備品の備えつけを完了させること。</li> </ul>	→土地は、20年以上使用できれば借地でもよい。								
教職員に関する事項 1 教員の数 2 教務主任 3 専任教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の数は、指定規則別表第4、5、6に定める各科目を担当するのに<u>適当な数</u>であること。</li> <li>・専任教員のうち1人は、教務に関する主任者であること。</li> <li>・原則として、教員は<u>1つの介護福祉士養成施設等に限り</u>、専任教員となるものであること。</li> <li>・専任教員は、指定規則別表第4、5、6に掲げる専門分野における担当教員でなければならない。</li> <li>・専任教員のうち2人以上は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、当該資格取得後5年以上実務に従事した者とし、これらのうち1人は介護福祉士の資格を有する者とし、またこれらの者のうち1人は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校的専門課程において、おおむね3年以上の教歴を有すること。</li> <li>・指定規則第7条1項の養成施設については、専任教員のうち少なくとも1人は社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論又は社会福祉援助技術を教授できる者であること。</li> <li>・大学及び短期大学においては、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を必要とする専任教員のうち1名は助手であってもさしつかえない。</li> <li>・社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授する専任教員については、原則として、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）を受講していること。（ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に専任教員である者については、平成20年3月31までに講習会の課程を修了していればよい。）</li> </ul>	<p>→専任教員の数は、学生総定員に応じ次のとおり</p> <table> <tr><td>80人以下</td><td>: 3人</td></tr> <tr><td>81~120人</td><td>: 4人</td></tr> <tr><td>121~160人</td><td>: 5人</td></tr> <tr><td>161~200人</td><td>: 6人</td></tr> </table> <p>→介護福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程ごとに専任教員を配置すること</p>	80人以下	: 3人	81~120人	: 4人	121~160人	: 5人	161~200人	: 6人
80人以下	: 3人									
81~120人	: 4人									
121~160人	: 5人									
161~200人	: 6人									

<p>4 教員要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉概論</li> <li>・老人福祉論</li> <li>・障害者福祉論</li> <li>・社会福祉援助技術</li> <li>・社会福祉援助技術演習</li> <li>・老人・障害者の心理</li> <li>・家政学概論</li> <li>・家政学実習</li> </ul>	<p>・左記の科目の教員の資格要件等については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者。</li> <li>② 専修学校的専門課程の教員として、当該科目3年以上を担当した経験のある者。</li> <li>③ 社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として当該科目3年以上を担当した経験のある者。</li> <li>④ 大学院において、当該科目を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は、当該科目に関する論文を提出し博士の学位を得取した者。</li> <li>⑤ <u>国の行政機関又は地方公共団体(注1)</u>において管理職以上<u>(注2)</u>の経験があり、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)</li> <li>⑥ 社会福祉士として、5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)</li> </ol>	<p>→当該科目： 指定規則別表 4, 5, 6参照</p> <p>→(注1) ・担当科目に関する業務は、管理職以外の期間における経験で可</p> <p>→(注2) ・管理職とは課長職相当以上(本庁の課長職以上であれば福祉事務所等出先機関の管理職でも可)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション論</li> <li>・レクリエーション活動援助法</li> <li>・医学一般</li> <li>・精神保健</li> <li>・介護概論</li> <li>・介護技術</li> <li>・形態別介護技術</li> <li>・介護実習</li> <li>・介護実習指導</li> <li>・形態別介護技術(点字・手話)</li> <li>・家政学概論</li> <li>・家政学実習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者。</li> <li>・日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者。</li> <li>・原則、内科医師(過去の経験でも可)</li> <li>・原則、精神科医師(過去の経験でも可)</li> <li>・高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師及び看護師として、原則として5年以上実務に従事した者。</li> <li>・社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)</li> <li>・点字、手話を担当する教員については、それぞれ点字通訳者手話通訳者としての活動歴を有する者。</li> <li>・栄養・調理、被服、住居すべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。 なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。</li> </ul>	
<p>5 専任教員の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承諾書等がとれているか。他学校の教員で勤務中の者については、確約がとれているか。</li> </ul>	

実習に関する事項		
1 実習施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれをも介護実習に利用できる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①原則として設置後3年以上経過した入所実習施設</li> <li>②原則として事業開始後又は設置後3年以上経過した居宅介護実習事業等</li> </ul> </li> <li>・入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。</li> </ul>	→介護実習とは、「入所実習施設」「居宅介護実習事業等」を指す。
2 実習施設数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。</li> <li>・同時に実習を行う学生の数は、1施設当たり5人(2~3名が望ましい。)までとする。</li> </ul>	
3 実習計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。</li> </ul>	
4 実習指導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、①、②に加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととすること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> <li>② 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> </ul> </li> <li>・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、①、②に加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととすること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> <li>② 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> </ul> </li> <li>・居宅介護実習事業等については、1人の実習指導者につく学生の数は2名以下が望ましい。</li> </ul>	
5 巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</li> <li>・各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週2回は実施すること。</li> <li>・1施設につき1時間から1時間30分程度(1施設に3~5人の学生がいる場合は、1時間30分~2時間程度)巡回者が滞在できるようにすること。</li> <li>・巡回する施設の数は1日に3~4施設を限度とすること。</li> <li>・居宅介護実習事業等については居宅ではなく事業所を巡回すること。</li> </ul>	

学則に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも以下の事項を明示すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>①設置目的 ②名称 ③位置 ④修業年限 ⑤学生定員、学級数 ⑥養成課程、履修方法 ⑦学年、学期、休日 ⑧入学時期 ⑨入学資格（法律条文を明記） ⑩入学者の選考 ⑪入学手続 ⑫休学、復学、退学 ⑬成績考查、卒業 ⑭入学検定料、入学金、授業料、実習費等 ⑮教職員の組織 ⑯賞罰</li> </ul> </li> <li>・学生定員は、学生の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数であること。</li> <li>・転入学（編入学を含む。）は認められない。</li> <li>・指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習は5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。</li> </ul>																																																																																								
学生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則に定められた学生の定員を厳守すること。</li> </ul>																																																																																								
<b>教育に関する事項</b> <b>1 履修時間数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成にあたっては、基礎分野120時間以上、専門分野1,530時間以上で、総計1,650時間以上の講義、演習、実習を行うこと。（指定規則別表4）</li> </ul> <p style="text-align: right;">→社会福祉士+1年 ：900時間以上 (指定規則別表5) →保育士+1年 ：930時間以上 (同別表6)</p> <table border="1" data-bbox="698 794 1456 1333"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="3">時間数</th> </tr> <tr> <th>別表4</th> <th>別表5</th> <th>別表6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>120</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>社会福祉概論（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人福祉論（講義）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉論（講義）</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション論（講義）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉援助技術（講義）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉援助技術演習（演習）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レクリエーション活動援助法（演習）</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>老人・障害者の心理（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家政学概論（講義）</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>家政学実習（実習）</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>医学一般（講義）</td> <td>90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健（講義）</td> <td>30</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護概論（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>介護技術（演習）</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>形態別介護技術（演習）</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>介護実習（実習）</td> <td>450</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>介護実習指導（演習）</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,650</td> <td>900</td> <td>930</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="698 1341 1456 1421">(注) 形態別介護技術のうち手話・点字の時間数は、合わせて30時間以内とすることが望ましい（形態別介護技術の時間数が基準を超えている場合を除く。）。</p>	教育内容	時間数			別表4	別表5	別表6	基礎分野	120			専門分野	60	60	60	社会福祉概論（講義）	60			老人福祉論（講義）	30			障害者福祉論（講義）	30	30	30	リハビリテーション論（講義）	30			社会福祉援助技術（講義）	30			社会福祉援助技術演習（演習）	30			レクリエーション活動援助法（演習）	60	60	60	老人・障害者の心理（講義）	60			家政学概論（講義）	60	60	30	家政学実習（実習）	90	90	90	医学一般（講義）	90			精神保健（講義）	30	30		介護概論（講義）	60		60	介護技術（演習）	150	120	120	形態別介護技術（演習）	150	120	120	介護実習（実習）	450	360	360	介護実習指導（演習）	90	30	30	合計	1,650	900	930	
教育内容	時間数																																																																																								
	別表4	別表5	別表6																																																																																						
基礎分野	120																																																																																								
専門分野	60	60	60																																																																																						
社会福祉概論（講義）	60																																																																																								
老人福祉論（講義）	30																																																																																								
障害者福祉論（講義）	30	30	30																																																																																						
リハビリテーション論（講義）	30																																																																																								
社会福祉援助技術（講義）	30																																																																																								
社会福祉援助技術演習（演習）	30																																																																																								
レクリエーション活動援助法（演習）	60	60	60																																																																																						
老人・障害者の心理（講義）	60																																																																																								
家政学概論（講義）	60	60	30																																																																																						
家政学実習（実習）	90	90	90																																																																																						
医学一般（講義）	90																																																																																								
精神保健（講義）	30	30																																																																																							
介護概論（講義）	60		60																																																																																						
介護技術（演習）	150	120	120																																																																																						
形態別介護技術（演習）	150	120	120																																																																																						
介護実習（実習）	450	360	360																																																																																						
介護実習指導（演習）	90	30	30																																																																																						
合計	1,650	900	930																																																																																						

2 基礎分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士養成施設等にふさわしい科目とするよう配慮すること。</li> </ul>	
3 授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定規則別表第4、5及び6に定める各科目については、次に掲げる場合を除き、合同授業又は合併授業を行わないこと。</li> </ul>	
	<p>① 複数クラス間における合同授業</p>	
	<p>ア 指定規則第7条第1項の養成施設等</p>	<p>合同授業 →介護福祉士養成施設等に複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設等の課程において同時に授業を行うことをいう。</p>
	<p>基礎分野及び専門基礎分野のうち、社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健及び介護概論</p>	
	<p>イ 指定規則第7条第2項の養成施設等</p>	
	<p>リハビリテーション論、家政学概論及び精神保健</p>	
	<p>ウ 指定規則第7条第3項の養成施設等</p>	
	<p>老人福祉論、リハビリテーション論、老人・障害者の心理、家政学概論及び介護概論</p>	
	<p>② 介護福祉士養成施設の課程間における合同授業</p>	
	<p>ア 指定規則第7条第1項と同条第2項の養成施設等</p>	
	<p>リハビリテーション論、家政学概論及び精神保健</p>	
	<p>イ 指定規則第7条第1項と同条第3項の養成施設等</p>	
	<p>リハビリテーション論、老人・障害者の心理、家政学概論及び介護概論</p>	
	<p>ただし、老人・障害者の心理及び家政学概論については、時間数が多い方にあわせて授業を実施する場合に限る。</p>	
	<p>ウ 指定規則第7条第2項と同条第3項の養成施設等</p>	
	<p>リハビリテーション論及び家政学概論</p>	
	<p>ただし、家政学概論については、時間数が多い方にあわせて授業を実施する場合に限る。</p>	
	<p>エ 指定規則第7条第1項と同条第2項及び同条第3項の養成施設等</p>	
	<p>リハビリテーション論及び家政学概論</p>	
	<p>ただし、家政学概論については、時間数が多い方にあわせて授業を実施する場合に限る。</p>	
	<p>③ 他学科との合併授業（設置主体が同一であるものに限る）</p>	
	<p>指定規則第7条第1項の養成施設等の基礎分野</p>	
	<p>合同授業又は合併授業を行う科目については、当該科目を履修する学生が多くなることから、履修の認定に必要な出席時間数の把握に十分留意すること。</p>	
4 教材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上必要な模型及び器械器具を整備すること。</li> </ul>	

施設設備に関する事項 介護実習室																																												
1 面 積	(1クラス人員／5) × 11.0m <sup>2</sup> 以上 ※内法による測定		→介護実習室及び入浴実習室は、同じ階に設けることが望ましい																																									
2 備 品	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最低必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実習用モデル人形 (陶製、樹脂製等に適した物)</td><td>2体</td></tr> <tr> <td>人体解剖模型</td><td>1体</td></tr> <tr> <td>人体骨格模型</td><td>1体</td></tr> <tr> <td>人工呼吸訓練人形</td><td>1体</td></tr> <tr> <td>ギャッチベッド (背部、胸部の角度、床の高さ調整可) うち、電動ベッド</td><td>1クラス人員／5台</td></tr> <tr> <td>車椅子</td><td>1クラス人員／5台</td></tr> <tr> <td>ストレッチャー (1台以上はベッドと水平になるもの)</td><td>1クラス人員／10台</td></tr> <tr> <td>さしこみ便器</td><td>1クラス人員／5台</td></tr> <tr> <td>尿器</td><td>男女用各 1クラス人員／5個</td></tr> <tr> <td>ポータブルトイレ</td><td>2個以上</td></tr> <tr> <td>杖</td><td>2本以上</td></tr> <tr> <td>松葉杖</td><td>2本以上</td></tr> <tr> <td>カナディアンクラッチ</td><td>2本以上</td></tr> <tr> <td>多点杖</td><td>2本以上</td></tr> <tr> <td>盲人安全杖(普通用)</td><td>2本以上</td></tr> <tr> <td>盲人安全杖(携帯用)</td><td>2本以上</td></tr> <tr> <td>点字器(標準型)</td><td>2台以上</td></tr> <tr> <td>点字器(携帯型)</td><td>1クラス人員分 +教員用1台</td></tr> <tr> <td>視聴覚機器</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>障害者用調理器具・食器</td><td>適當数</td></tr> </tbody> </table>		最低必要数	実習用モデル人形 (陶製、樹脂製等に適した物)	2体	人体解剖模型	1体	人体骨格模型	1体	人工呼吸訓練人形	1体	ギャッチベッド (背部、胸部の角度、床の高さ調整可) うち、電動ベッド	1クラス人員／5台	車椅子	1クラス人員／5台	ストレッチャー (1台以上はベッドと水平になるもの)	1クラス人員／10台	さしこみ便器	1クラス人員／5台	尿器	男女用各 1クラス人員／5個	ポータブルトイレ	2個以上	杖	2本以上	松葉杖	2本以上	カナディアンクラッチ	2本以上	多点杖	2本以上	盲人安全杖(普通用)	2本以上	盲人安全杖(携帯用)	2本以上	点字器(標準型)	2台以上	点字器(携帯型)	1クラス人員分 +教員用1台	視聴覚機器	1式	障害者用調理器具・食器	適當数	→ベッドと同数以上 →ベッドと同数以上
	最低必要数																																											
実習用モデル人形 (陶製、樹脂製等に適した物)	2体																																											
人体解剖模型	1体																																											
人体骨格模型	1体																																											
人工呼吸訓練人形	1体																																											
ギャッチベッド (背部、胸部の角度、床の高さ調整可) うち、電動ベッド	1クラス人員／5台																																											
車椅子	1クラス人員／5台																																											
ストレッチャー (1台以上はベッドと水平になるもの)	1クラス人員／10台																																											
さしこみ便器	1クラス人員／5台																																											
尿器	男女用各 1クラス人員／5個																																											
ポータブルトイレ	2個以上																																											
杖	2本以上																																											
松葉杖	2本以上																																											
カナディアンクラッチ	2本以上																																											
多点杖	2本以上																																											
盲人安全杖(普通用)	2本以上																																											
盲人安全杖(携帯用)	2本以上																																											
点字器(標準型)	2台以上																																											
点字器(携帯型)	1クラス人員分 +教員用1台																																											
視聴覚機器	1式																																											
障害者用調理器具・食器	適當数																																											
和 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>6畳又は8畳の独立した部屋であること</li> <li>押入を設置すること(布団が入るか)</li> <li>布団を1組備えること</li> </ul>	→・和室の外部から見学するスペースがあること (2面) ・介護実習室と同室であること																																										
入浴実習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1クラス人員×1.65m<sup>2</sup>以上 ※内法による測定</li> <li>簡易昇降装置を有する特殊浴槽(気泡装置付き)</li> <li>簡易浴槽(硬質)</li> <li>簡易浴槽(軟質)</li> <li>家庭浴槽</li> <li>給排水設備(特殊浴槽と家庭浴槽を同時に使う)</li> </ul> <p>※シャワー設備を設けること ※段差はできる限りなくすこと ※水はけが良くなるようにすること</p>	→所要時間の目安 ・40℃の湯を10分間で7分目まで給湯 ・排水が5分以内に完了																																										

家政実習室 1 面 積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65m<sup>2</sup>以上</li> <li>※内法による測定</li> </ul>	
2 裁縫作業台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生 6名に 1台以上及び教員用一台（調理実習台との兼用可）</li> </ul>	→調理実習台との兼用も可
3 家庭用ミシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁縫作業台と同数以上</li> </ul>	
調理実習室 1 面 積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65m<sup>2</sup>以上</li> <li>※内法による測定</li> </ul>	
2 調理設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生 6名に 1台以上</li> <li>・ 一部について電磁調理器を導入しても可</li> </ul>	→家政実習台との兼用も可
3 調理用器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要器具を揃えること</li> </ul>	
普通教室 1 面 積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65m<sup>2</sup>以上</li> <li>※内法による測定</li> </ul>	
2 専用か否か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同時に授業を行う学級数を有すること</li> </ul>	
3 合同授業及び合併授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同授業又は合併授業を行う場合については、当該科目を履修する学生以上の机及び椅子が整備されていること。</li> </ul>	
図 書 1 建 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧スペースと閲覧設備（閲覧机、椅子）を有すること</li> <li>・ 専用書棚、貸出カード及び図書検索目録等の整備</li> </ul>	
2 書物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門図書は1,000冊以上</li> <li>・ 学術雑誌は10誌以上</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備の有無</li> </ul>	

## 既修得科目の単位の認定

## 既修得科目単位の認定

### ○ 転入学・編入学の禁止

- ・介護福祉士養成施設においては、介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について（平成3年3月27日社庶第82号厚生省社会局庶務課長通知）別紙の2(2)により、転入学（編入学を含む。）は認められていない。
- ・また、既修得科目の認定は認められていないことから、中途退学した後、再度、介護福祉士養成施設に入学した場合、はじめから履修し直さなければならない。（→他の介護福祉士養成施設で修得した科目の単位をもって修了することはできない。）
- ・なお、養成課程のカリキュラムは、単位数ではなく、教育内容の時間数で定められている。（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第3項別表第4）

### <参考> 他の国家資格の例

#### ○社会福祉士

- ・社会福祉士一般養成施設（1年課程）においては、介護福祉士と同様に、転入学・編入学は認められていない。
- ・大学で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（実習科目を除く。）を修めて卒業したのち、大学等で実習科目を修めた者は、社会福祉士試験受験資格が得られる。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条第1項第2号）

#### ○看護師

- ・大学、高等専門学校、歯科衛生士、診療放射線技師等の学校・養成所において、看護師等養成所指定規則で定める教育内容と同一内容を履修した者の単位の認定は、本人からの申請に基づき、既習の学習内容を評価し、その内容が養成所の教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で、当該養成所における履修に替えることができる。

## I T 教育関連

## IT新改革戦略(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)（抄）

福祉・介護関係者のITに関する認識の向上と積極的なIT活用を促進するため、関連する国家資格に係る養成課程において、IT・情報教育の導入等を2006年度当初から検討を開始し、2010年度までに全国的な導入等を推進する。

※ II IT政策の重点 1. ITの構造改革の追求 (3)21世紀型社会経済活動 ○生涯を通じた豊かな生活 より

## 介護福祉士養成施設におけるIT教育の実例

### (実例1)

科目名	パーソナルコンピュータ (30時間)
授業の目的等	Windowsの基本的な操作及びアプリケーション操作修得
授業全体の内容の概要	日本語ワープロソフトWordでの文書作成、及び表計算ソフトExcelの基本操作
授業終了時の達成課題(到達目標)	日本語ワープロソフトWordでの文書作成、及び表計算ソフトExcelの修得により、介護計画や卒業論文などの製作に役立てる
授業計画	<p>1 パーソナルコンピュータの基礎知識、Windowsの概要、基本操作 2 Wordの基礎知識（画面説明）、ローマ字入力、ブラインドタッチの練習 3～4 文字入力、ブラインドタッチの練習 5 文字入力、ブラインドタッチの練習（変換、文節区切りの変更、同音異義語の選択） 6～8 入力スピード練習、文書作成（文字の訂正、移動とコピー、文字配列等、文字修飾等、保存、印刷） 9～11 入力スピード練習、表の作成（文字入力、範囲の選択、線種変更等、行列挿入と削除、列幅と行高の変更、セルの結合と分解、網掛けと均等割付） 12～14 ワープロ3級検定対策 15 前期末テスト 16～19 ワープロ3級検定対策 20 図形機能の基本操作（オートシェイプ、ワードアート、クリップアート） 21 応用練習（表、図形機能を使った文書の作成） 22 Excelの基本操作（画面説明、データ入力、文字修飾、セルの書式設定、セル幅の変更、数式の入力、罫線） 23 関数を使った表作成、データのコピー・移動、行列の挿入と削除 24～25 関数、絶対参照を使った数式の表作成、保存、印刷 26 数学／三角関数の学習、グラフ作成 27 統計関数の学習、グラフ作成 28～29 データベース機能の学習（並び替え・抽出） 30 後期末テスト</p>

(実例 2)

科目名	情報処理演習 (45時間)
授業概要（ねらい・到達目標など）	<p>1 授業のねらい 情報処理の基本を理解してもらうとともに、実際にパソコンで表計算ソフト（Excel）を使い、情報処理におけるパソコンの基本的な活用の仕方を習得</p> <p>2 授業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①表計算ソフトを用いた表計算の基礎</li> <li>②表計算ソフトを用いた表計算とグラフ作成の応用</li> <li>③表計算ソフトと文書作成ソフト（Word）との活用</li> </ul> <p>3 授業の到達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①表計算と表作成の基本的な知識・技術の習得</li> <li>②グラフ作成の基本的な知識・技術の習得</li> <li>③総合的な情報処理の知識・技術を習得</li> </ul>
授業計画	<p>1 Excel画面と簡単な表の作成（オリエンテーションを含む）</p> <p>2 簡単なグラフの作成</p> <p>3 ワークシートの活用方法</p> <p>4 平均の計算と見やすい表の作成</p> <p>5 復習と第一回目の試験</p> <p>6 割合の計算と表示や文字形式の変更</p> <p>7～9 関数（最大・最小、カウント、端数処理、条件判定）の使い方と表作成</p> <p>10 復習と第二回目の試験</p> <p>11～12 グラフ（棒、積み上げ棒、折れ線、円、レーダーチャート）の作成</p> <p>13 応用的なグラフ（複合、ドーナツ、XY）の作成</p> <p>14 WordとExcelによる情報処理演習</p> <p>15 情報処理演習の作品作成（課題）とまとめ</p>

(注) 社団法人日本介護福祉士養成施設協会の資料をもとに福祉基盤課において作成。